

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成13年 11 月 14 日

住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

氏名 小坂製錬株式会社
代表取締役社長 原田 恭史

COPY禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 寺田 典城



許可の年月日	平成13年 11 月 14 日	許可番号	環 備 - 9 9 7
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類		施設の種類 : 法施行令第7条第8号及び第13号2に定める焼却施設	
		処理する産業廃棄物の種類 : 裏面のとおり	
設置場所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山宇杉沢地内(89番4、89番5、89番7、89番13、 (89番14、89番17、91番-1合併1、91番-1合併3、91番-1合併4のうち)		
処理能力	処理能力: 3.85 t/時間 処理能力: 92.4 t/日 ×2基 処理方式: 流動床方式 日稼動時間: 24 時間		
許可の条件			
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は環境整備課に連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

指令館福環－２６７８

平成１８年９月２６日

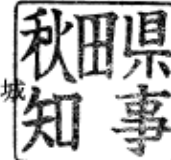
東京都千代田区外神田四丁目１４番１号

小坂製錬株式会社

代表取締役 山崎 信男 様

COPY禁止

秋田県知事 寺 田 典 城



平成１８年８月１０日付けで申請のあった産業廃棄物処理施設設置者である法人の分割については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の４において準用する同法第９条の６第１項の規定により認可します。

産業廃棄物処理施設の 設置の場所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢地内
産業廃棄物処理施設の 種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第７条第８号及び１３号２に規定する焼却施設
許可の年月日及び許可 番号	平成１３年１１月１４日 環備－９９７
分割により当該産業廃 棄物処理施設を承継す る法人の名称及び住所 並びに代表者の氏名	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部６０番地１ エコシステム小坂株式会社 代表取締役 斉藤 修